

猿田毘古神と天宇受売命の物語

田 中 智 樹

(本学非常勤講師)

1 はじめに

天宇受売命が初めて現れるのは、天岩屋戸神話である。天照大御神が差し籠もる岩屋戸の前で「神懸り為て、胸乳を掛き出で裳緒を番登に忍し垂れ」て、楽をする神である。

一方、猿田毘古神は天孫降臨の際に、天の八衢に居て、高天原と葦原中国を光す神であり、降臨する天孫を導く神である。

二神は、この天降りるとき邂逅し、天宇受売命は猿田毘古神の名を顕らかにするのである。そして天孫が無事筑紫国日向の高千穂に天降ると、天宇受売命は猿田毘古神を伊勢国へと送り届け、その名の一字を負い、猿女君と呼ばれるようになったのである。

51
以上は古事記における天宇受売命と猿田毘古神の物語の概要である。『日本書紀』にも細部に異同は見られるものの、概ね似通った物語が記載されており、天宇受売命が猿田毘古

神の名を賜る件で話は終わっている。

ところが、『古事記』は猿女君の起源物語のあとに天宇受売命と猿田毘古神に関する独自の物語を記載している。以下に本文を書き下して掲げる。

1 故爾に天宇受売命に詔りたまひしく、「①此の御前に立ちて仕へ奉りし猿田毘古大神は、専ら頭はし申せし汝送り奉れ。②亦其の神の御名は、汝負ひて仕へ奉れ。」とのりたまひき。是を以ちて猿女君等、其の猿田毘古の男神の名を負ひて、女を猿女君と呼ぶ事是れなり。

2 故、其の猿田毘古神、阿邪訶に坐す時、漁為て、比良夫貝に其の手を咋ひ合さえて、海鹽に沈み溺れたまひき。

故、其の底に沈み居たまひし時の名を、底度久御魂と謂ひ、其の海水の都夫多都時の名を、都夫多都御魂と謂ひ、其の阿和佐久時の名を、阿和佐久御魂と謂ふ。

3 是に猿田毘古神を送りて、還り到りて、乃ち悉に鰭の広物、鰭の狭物を追ひ聚めて、「汝は天つ神の御子に仕へ

奉らむや。」と問言ひし時に、諸の魚皆「仕へ奉らむ。」と白す中に、海鼠白さざりき。爾に天宇受売命、海鼠に云ひしく、「此の口や答へぬ口。」といひて、紐小刀以ちて其の口を拆きき。故、今に海鼠の口拆くるなり。是を以ちて御世、島の速贄献る時に、猿女君等に給ふなり。

高千穂に降臨した迹迹藝命によって天宇受売命に二つの命令が下される。その後、伊勢国阿邪訶で漁をする猿田毘古神が語られ、天宇受売命は海魚を招集し、島の速贄が下賜される。天孫降臨以降の物語は以上の如く内容から三段に分類され、便宜的に1から3の番号を付した。以下それぞれ本文1、本文2、本文3と呼ぶ。

当該本文は、従来挿話として見なされてきた。¹中西進氏も「大筋には関与することなく、個別的に散在していた猿女の君関係伝承」と論じる。²確かに当該物語は、挿話、つまり本筋とは直接関係しない物語のように見えるが、しかし『日本書紀』には無視されているにも拘わらず、『古事記』に記載されたということは、『古事記』編者にとっては載録するだけの意味のある伝承であったと推測される。

従来、単なる挿入された物語とされてきた当該物語の存在意義を、『古事記』の文脈の上から考察する。

2 「名」を「負」うこと

天孫迹迹藝命の下した命令は二つある。一つは本文1波線部分①「此の御前に立ちて仕へ奉りし猿田毘古大神は、専ら頭はし申せし汝送り奉れ。」であり、もう一つは波線部分②「亦其の神の御名は、汝負ひて仕へ奉れ。」である。

先ず波線部分②の命令から検討する。波線部②では「其の神」すなわち猿田毘古神の名を一字負って、³「汝」天宇受売命は「仕へ奉れ。」という命令が下されるが、この「仕へ奉れ」の対象が迹迹藝命であることは猿田正祝氏の用例検討から明らかである。⁴天宇受売命が猿田毘古神の「名」を「負」ったことについて、猿田氏は、倭建命の熊曾征討物語における「建」の名の移動に着目し、「名の移動は、猿田毘古神の天宇受売命への服属を語る。」と説く。⁵また中西進氏も猿田毘古神を祖とする宇治土公氏と猿女君氏との習合を背景に見据えながら、「名を負うとは神を祭る集団が、その神の名を冠して存在するという意味である。このように考えると、猿女集団は猿田毘古神の奉祭者ということになる。」と論じる。⁶確かに「名」を「負」うという表現は猿田毘古神と天宇受売命との関係を表していると考えられるが、それが「服属」や「奉斎」の関係を表すものなのであろうか。『古事記』中の用例を検討し、明らかにする。

『古事記』における「名」を「負」うという表現は以下の六例である。

上卷

①是に其の足名椎神を喚びて、「汝は我が宮の首任れ。」と告言りたまひ、且名を負せて、稲田宮主須賀之八耳神と号けたまひき【且、負名号稲田宮主須賀之八耳神】。

②亦其の神の御名は、汝負ひて仕へ奉れ【亦、其神御名者、汝負仕奉】。(当該条)

③是を以ちて猿女君等、其の猿田毘古の男神の名を負ひて【是以、猿女君等、負其猿田毘古之男神名而】、女を猿女君と呼ぶ事是れなり。(当該条)

中卷「景行記」

④若帶日子命と倭建命、亦五百木之入日子命と此の三王は、太子の名を負ひたまひ、【若帶日子命与倭建命、亦五百木之入日子命、此三王、負太子之名】。

「仲哀記」

⑤此の太子の御名、大軛和氣命と負はせる所以は【此太子之御名、所以負大軛和氣命者】、初めて生れましし時、軛の如き穴、御腕に生りき。故、其の御名に著けき。

下卷「允恭記」

⑥次に、軽太郎女、亦の名は衣通郎女。【御名を衣通王

と負わせる所以は、其身の光、衣より通り出づればなり【御名所以負衣通王者、其身之光、白衣通出也】。

【内原文。「内割注。」

先ず⑤⑥は、「名」を「負」った理由が説明されている。「負」った「名」は人物の性質をあらわし、本名では明らかにされない性質を表現している。⑤は武具である「軛」の字を持ち、武を象徴する「名」を「負」っていることを示す。⑥の「衣通郎女」は衣を貫くほどの光り輝く美しさを備えた人物であることの表象である。また①は須佐之男命が須賀の地で宮殿を建て、その宮主として足名椎を迎えたときに須佐之男命が足名椎に「負」わせた「名」を稲田宮主須賀之八耳命とする。国津神、大山津見神の子である足名椎が、須賀之八耳神として須賀の宮殿の長という新たな立場に立ったことを表していると考えられる。⑤⑥に關しても品陀和氣命、軽太郎女という名があり、その上で別の「名」を「負」っているものであり、これは人(神)物に新たな性質を付加する表現であるといえる。④の場合も三人の御子に「太子」という「名」を「負」わせているというのは、御子という立場から皇位継承候補としての「太子」へと、当に新たな立場に立つたことを意味する。尾崎暢映氏は「負ふ」は身につける意。」とし、阿部寛子氏も「神々に対する新たな命名は新たな靈格の誕生をも意味するはず」と論じる。稿者も用例の検討によって「名」を「負」うという表現が、新たな存在への

変化を表すものであると考える。

ここで注意すべきは、天宇受売命の場合、猿田毘古神の一字を「負」って猿女君を名乗るといふ点である。他の用例とは異なり、他者の名の一部を継承することが意味する二神の關係性が問題となろう。三浦佑之氏は「名を得るといふことは、相手の力を身につけることを意味する」と説き、阿部氏は「地上に降臨の後にははや天上界の巫女としての職能をもってではなく、新たな職能をもって皇孫に仕えるよう、二ニギは猿田毗古の名を負えと命名したのではないだろうか。」と論じ、稿者もまた同様に考える。つまり天宇受売命は猿田毘古神の職能を継承したのであり、その表象が猿女君という氏族名であると考える。

さらに他の用例が個人（神）の名称であるのに対し、天宇受売命が猿田毘古神の「名」を「負」った結果賜った猿女君は、氏族名であるという点にも注意が必要であろう。氏族名が、その氏族の職掌を示すことは中臣、大伴、鏡作部、矢作部などの用例によって顕著に認めることができる。衣通郎女という名が、その人物の性質を表すのと同じく、氏族名が、その氏族の職掌を表していることに鑑みたとき、猿田毘古神の職能を継承し、天宇受売命が新たな職掌を身につけたことを、『古事記』編者は「名」を「負」うという語で表現している」と理解されるのである。

3 天宇受売命が継承した名

猿田毘古神は先導する神として現れる。しかし、その職掌を天宇受売命が継承し、行使したと認められる記事は『古事記』はもとより他文献にも見あたらない。

しかしながら、『古事記』には本文2に、猿田毘古神が伊勢の阿邪河で漁をするという独自の物語を載せる。天孫降臨神話に働いた姿とは異なる猿田毘古神であり、これこそが『古事記』独自の猿田毘古神であるといえる。本文2では猿田毘古神は海で溺れて、底度久御魂、都夫多都御魂、阿和佐久御魂の三つの御魂になったと語られる。

本文2については、演劇に奉仕する猿田毘古神を描いているとする説^⑩や、猿田毘古神を奉斎する集団による信仰・呪術儀礼が説話化されたものとする説^⑪など説かれ、また猿田毘古神を祖とする宇治土公氏やその本拠地である伊勢地方の服属を語る物語であると論じられる^⑫。本質や原型を求めることで物語の背景に光をあてた従来の研究は、天孫降臨神話全体の形成過程と、『古事記』における当該物語の存在意義を理解する上で看過できない。『古事記』が独自に記載する物語そのものから虚心に看取する作業が必要であろうと考える。このように考えたとき本文2における猿田毘古神は「漁」をして、三柱の御魂へと変化する神として捉えられる。すなわ

ち海に關係を持つ神という性質が、本文2から看取される猿田毘古神の神格であるということが指摘できよう。猿田毘古神の三柱の御魂への変化も、既に多くが指摘しているように住吉三神、海神三神、宗像三神の誕生場面と類似が認められ、猿田毘古神の海神的神格を窺わせる表現である。このように本文2は、天孫降臨神話において先導する猿田毘古神を、海神に変化させているところに主眼があったと考えられる。以上のように本文2を読み解いたとき、海神としての猿田毘古神を語る理由が、次の問題となろう。

続く本文3では、天宇受売命が鰭の広物、鰭の狭物へ命令を下す。海魚に対して天孫への服従を誓わせる語りであるが、天岩屋戸神話で舞を奉じ、天孫降臨神話で猿田毘古神の名を顕す神とは異なる性質が語られている点は、本文2の猿田毘古神と同様である。天宇受売命が海魚を管掌し得た根拠を求めようとしたとき、天岩屋戸神話および天孫降臨神話に語られる天宇受売命の職掌からは見出しがたい。そこで前に述べた猿田毘古神から天宇受売命への「名」の継承と、猿田毘古神の海神的神格、そして天宇受売命の海魚管掌が繋がりを持って解し得ると考える。すなわち天宇受売命による鰭の広物、鰭の狭物へ命令は、海神猿田毘古神の「名」を「負」うことで獲得した職掌であると考えられ、これこそが猿田毘古神の職掌を受け継いだあらわれであり、その証なのである。

本文1において下された命令は、本文2で語る伊勢国阿那訶で漁をする猿田毘古神の海神的神格を前提とし、続く本文3で「還り到」った天宇受売命が諸々の魚類を使役する物語によって完遂する。ここで猿田毘古神を送りとどけた天宇受売命がどこへ「還り到」ったのかということについて考察する。

天宇受売命の「還り到」った地について、筑紫国とする説¹⁵、伊勢国とする説¹⁶、不明とする説に分かれる。文脈通りに読めば筑紫国へ還ったと考えられるが、本文3、即ち天宇受売命の魚類使役の物語が、志摩国の御贄を猿女君が給わったことの由来を語るものであり、このことを考慮したとき、筑紫に還ったとは読めないという考えが生じる。その為に、一方では天宇受売命は伊勢国へと「還り到」ったとし、また一方では「還り到」った地を不明とする説が存在するのである。尾崎知光氏は「どこへ還ったのか不明」としながらも、「然し魚を集めて、天神御子に奉仕することを問うのは、天神御子の御許とみることもできる。」と筑紫、不明両説の可能性を示唆している¹⁸。この点に関して倉野氏は、

「還」をこのまま認めるとするならば、笠沙の岬に還ったとみる以外に解しやうがない。従って「志摩の魚族」はこれに抵触するが、「島の速贄」は「御世」給ふのであるから、その前の話が「志摩の魚族」でなくてはならないとするには及ぶまい。

と論じ、猿田毘古神（伊勢阿邪訶）―天宇受売命（筑紫高千穂）―島の速贄（志摩）という物語の流れに問題はないとする。¹⁹倉野説は物語を曲解することなく、文脈通り理解することが可能であることを指摘するものであり、稿者も天宇受売命は猿田毘古神を伊勢国へと送ったあと、筑紫国笠沙の岬に「還り到」ったと考える。

更に言えば司令者と下命者との関係には『古事記』独自の論理が働いており、天宇受売命は九州に還る必要があったと考えるのである。

『古事記』において下命された神は命令を完遂した後、司令神（者）のもとへ還り、報告する義務を有する。つまり「覆（復）奏」の義務であり、この「覆（復）奏」の意義についてはかつて論証した。²⁰

『日本書紀』第九段一書第一には『古事記』本文1に該当する記事があるが、天孫から天宇受売命に下される命令の内容に相異がみられる。以下に『日本書紀』第九段一書第一を書き下して掲げ、相異点を確認する。

天鈿女、復問ひて曰はく、「汝は何処に到りまさむぞや。皇孫何処に到りましまさむぞや」といふ。対へて曰はく、「天神の子は、当に筑紫の日向の高千穂の櫛觸峯に到りますべし。吾は伊勢の狭長田の五十鈴の川上に到るべし」といふ。①因りて曰はく、「我を発頭しつる

は、汝なり。故、汝、我を送りて致りませ」といふ。天鈿女、還詣りて報状す。

皇孫、是に、天磐座を脱離ち、天八重雲を排分けて、稜威の道別に道別きて、天降ります。果に先の期の如くに、皇孫をば筑紫の日向の高千穂の櫛觸峯に到します。其の猿田彦神は、伊勢の狭長田の五十鈴の川上に到る。

即ち天鈿女命、猿田彦神の所乞の隨に、遂に侍送る。②時に皇孫、天鈿女命に勅すらく、「汝、頭しつる神の名を以て、姓氏とせむ」とのたまふ。因りて、猿女君の号を賜ふ。故、猿女君等の男女、皆呼びて君と為ふ、此其の縁なり。

『日本書紀』において天鈿女命に対する瓊瓊杵尊の命令は②猿田彦神の名を以て姓氏とすることのみである。『古事記』の①にあたる猿田彦神の伊勢送りに関する命令は天鈿女命と猿田彦神の問答部分（傍線部分）に表れるが、『古事記』との最大の相異は猿田彦神の鎮座地の指定、および送る神として天鈿女命の指名が、猿田彦神自身であるという点である。

天鈿女命は猿田彦神に汝と皇孫が、どこに到るべきかを発問する。猿田彦神の返答は天神の子は筑紫に、吾は伊勢に到ることを教唆し、加えて天鈿女命を自らの送り役に指名している。そこで一度天鈿女命は瓊瓊杵尊のもとへ「還詣りて報

状」し、その報告を受けて瓊瓊杵尊は筑紫国へと降臨を開始する。そして猿田彦神も伊勢国へと移動するのである。天鈿女命は猿田彦神の願い通り、猿田彦神に隨身し、伊勢国へと送りどけ、その後皇孫によって天鈿女命に猿田彦神の名を以て姓氏とすることが告げられるのである。

一方『古事記』では迩迩藝命は天照大御神の命令によって降臨するが、降臨地に関しては語られない。また猿田毘古神を伊勢国へと送り、その送り役として天宇受売命を任命するのは、迩迩藝命とされている。つまり猿田毘古神を送りどけることは、天宇受売命に下された天孫の命令として語っているのが『古事記』なのである。

当該物語では「覆（復）奏」の語自体は現れないが、天孫の詔勅に対し、臣下は報告を以てその任務を完了させるといふ『古事記』の論理の内語られていると考えられる。すなわち天宇受売命が「還り到」るのは、「此の御前に立ちて仕へ奉りし猿田毘古大神は、専ら頭はし申せし汝送り奉れ。」という天孫の詔勅を完遂したことを報告する為であり、この点から考えれば、天宇受売命は九州に「還」らねばならなかったのである。

本文2と本文3が本文1の天孫の命令（波線部分②）に導かれた物語であることを理解すれば、断片とされてきた個々の物語を有機的に解釈することが可能となる。本文2は伊勢国で漁をする海神猿田毘古神を語り、この猿田毘古神の

「名」を「負」うことで天宇受売命は猿田毘古神のもっていた海神の神格を継承する。そして本文3において、天宇受売命は鱈の広物、鱈の狭物に命令を下す海神としての職能を發揮し、天孫に命令の完遂を報告していると解されるのである。天宇受売命が「悉に鱈の広物、鱈の狭物を追ひ聚め」と記するのは当に漁に呪的能力を發揮する海神の姿そのものを表しているといえよう。

4 猿女君の職掌

本文1の天孫の命令が後の二つの物語を導き、本文2で明らかにされる海神としての猿田毘古神の職掌を継承した天宇受売命は、本文3でその職能を行使する。その功績が認められて島の速贄が猿女君に与えられたということを確認してきた。猿女君の職掌へと結実する物語を『古事記』は独自に収録していることになるが、当該物語の存在意義について、『古事記』中の始祖注記との関連から考察を試みる。

猿女君という氏族名は、直前に語られる天孫降臨神話に現れる。天孫に随伴して降臨する五伴緒は天兒屋命、布刀玉命、天宇受売命、伊斯許理度売命、玉祖命であるが、天孫降臨神話の結末に、

故、其の天兒屋命は、「中臣連等の祖。」布刀玉命は「忌部首等の祖。」天宇受売命は、「猿女君等の祖。」伊斯許

理度売命は、「作鏡連等の祖。」玉祖命は、「玉祖連等の祖。」

「内割注。」

と始祖注が付されていて、この中の五伴緒の神々は天岩屋戸神話に登場する神々でもある。

伊斯許理度売命に科せて鏡を作らしめ、玉祖命に科せて、八尺の勾璫の五百津の御須麻流の珠を作らしめて、天児屋命、布刀玉命を召して、天の香山の真男鹿の肩を内抜きに抜きて、天の香山の天の波波迦を取りて、占合ひ麻迦那波しめて、天の香山の五百津真賢木を根許土爾許士て、上枝に八尺の勾璫の五百津の御須麻流の玉を取り著け、中枝に八尺鏡を取り繫け、下枝に白丹寸手、青丹寸手を取り垂でて、此の種種の物は、布刀玉命、布刀御幣と取り持ちて、天児屋命、布刀詔戸言禱き白して、天手力男神、戸の掖に隠り立ちて、天宇受売命、天の香山の天の日影を手次に繫けて、天の真折を縛と為て、天の香山の小竹葉を手草に結びて、天の石屋戸に汗気伏せて踏み登杼呂許志、神県り為て、胸乳を掛き出で裳緒を番登に忍し垂れき。爾に高天の原動みて、八百万の神共に咲ひき。

是に天照大御神、怪しと以為ほして、天の石屋戸を細めに開きて、内より告りたまひしく、「吾が隠り坐すに因りて、天の原自ら闇く、亦葦原中国も皆闇けむと以為ふを、何由以、天宇受売は樂を為、亦八百万の神も諸咲へ

る。」とのりたまひき。爾に天宇受売白言ししく、「汝命に益して貴き神坐す。故、歆喜び咲ひ樂ぶぞ。」とまをしき。

天岩屋戸神話では、伊斯許理度売命は鏡を作り、玉祖命は玉を作ること天照大御神の出現に貢献した神々である。故に後裔氏族はこの時の職掌を以て「作鏡連」「玉祖連」と呼ばれるのである。

また天児屋命の後裔「中臣連」は神と人の中を執りもつ臣という意味であり、布刀玉命の後裔「忌部首」は延暦二十二年に「齋部」と改めるが「忌」「齋」共に神事に携わる職掌をあらわす。即ち二氏の氏族名は天岩屋戸神話における天児屋命、布刀玉命の職掌をそのまま表現したものであり、中臣は祝詞をあげ、忌部は奉幣して神事に奉仕する職掌を表しているのである。

一方天宇受売命は神懸かりして舞い踊り、樂を為すことで、天照大御神出現に貢献した神であったが、しかしその後裔氏族は「猿女君」と呼ばれ、この氏族名と祖神天宇受売命の職掌との間に関連性が見えない。つまり、天宇受売命と「猿女君」は、五伴緒の中で唯一、神の職掌と氏族名が直結しない例なのである。わずかに「是を以ちて猿女君等、其の猿田毘古の男神の名を負ひて、女を猿女君と呼ぶ事是れなり。」と語るだけである。『日本書紀』でも「時に皇孫、天鈿女命に勅すらく、「汝、踊しつる神の名を以て、姓氏とせ

む」とのたまふ。因りて、猿女君の号を賜ふ。故、猿女君等の男女、皆呼びて君と為ふ、此其の縁なり。」という一文で終わっている。

五伴緒の後裔氏族は、祭祀を司り、祭具を製作し提供する人々であり、中臣や忌部が大嘗祭に奉仕する記述に鑑みれば、天皇の絶対性、正統性を語る『古事記』にあつて、五伴緒の存在の重要性は言うまでもない。このような五伴緒の一柱である天宇受売命と後裔氏族である猿女君に対して、『古事記』編者は、『日本書紀』のような結果のみの記載に不足を感じたと考えられる。すなわち五伴緒の一柱天宇受売命の後裔氏族が「猿女君」と呼ばれるようになった経緯、つまり天宇受売命と猿女君との関係を具体的に説明することで、他の五伴緒のように神と氏族との関係性を明示するという必要性があつたと考えられる。この『古事記』独特の必要性から『日本書紀』にはない『古事記』独自の物語が載録されるに到つたと考える。三谷榮一氏は、

五伴緒の所では、他の伴緒との関係からか他の伴緒と同様に「天宇受売命女猿女等祖」の下に割注で記してゐながら、そのすぐあとに、天孫降臨とか皇室神話とかいふ点からは本来無関係な猿女君の伝承を詳しく記して、やはりそこに割注ではなく、本文に特別な扱ひで「是以猿女君等負其猿田毗古之男神名而女呼猿女君之事是也。」とわざわざ記してゐる。

と指摘し、猿女君が特殊な扱われ方をしてゐる理由を、『古事記』が海人族の伝承を重視し、猿女君は海人族であるためであつたと論じる。『古事記』誦習者である稗田阿礼が猿女君の出であると措定しての論であり、「天孫降臨とか皇室神話とかいふ点からは本来無関係な猿女君の伝承」が載録されていること理由として説得力を持つ論である。しかし、実は「天孫降臨とか皇室神話とかいふ点」と「本来無関係な」物語ではなく、まして「猿女君の伝承」というだけでなく、天宇受売命と猿女君の結び付きを迹迹藝命の命令と天宇受売命の臣服とによって語ることで、天孫の側から明確に位置づけようとする意識によるものであり、文脈上の必要性から載録されたと考えるべきであろう。

5 結び

『古事記』は天孫迹迹藝命が天宇受売命に猿田毘古神の送り役を命じること、独自の物語を築いている。その結果、迹迹藝命の命令と還り来る天宇受売命という物語の軸が本文1で形成される。その軸に沿って猿田毘古神の新たな神格が語られ(本文2)、もう一つの命令によって猿田毘古神の「名」を「負」うたこと、つまり職掌を継承したことを、鱸の広物、鱸の狭物の服従させることで迹迹藝命に証明する(本文3)。以上をもって迹迹藝命の命令を全うしたことに

なったのである。

以上のように、『古事記』は猿田毘古神の職掌を天宇受売命が継承し、その功績を以て後裔氏族が猿女君と呼ばれるようになったと、それぞれの関係を整理し、明確化していると考えしてきた。その理由は、職掌と氏族名が直結しないと天宇受売命と猿女君との関係を明確にするためであったと考えられるのである。

本文3の「是を以ちて御世、島の速贄献る時に、猿女君等に給ふなり。」は、迹迹藝命の命令を完遂し、九州でそれを証明した天宇受売命の功績によって、後裔氏族である猿女君に「島の速贄」の権利が認められたことを示す一文である。

「島の速贄」は地理的にも伊勢の阿邪訶で漁を司っていた猿田毘古神に付与された権利であったと推定される。その職掌を天宇受売命が継承した結果、本来猿田毘古神の権利であった「島の速贄」が天宇受売命の後裔猿女君へと譲渡されたのである。

こう『古事記』に記載されたことによって猿女君は、具体的な働きを持つ氏族として、各天皇の「御世」に仕えたことが確認されたのである。

【注】

(1)

松岡静雄氏「一挿話と見るべきものである」(記紀論究神代篇『高千穂時代』昭和六年刊。)

倉野憲司氏「猿女君氏に関する伝承で、恐らくその氏から出たものと思はれる一つの挿話 (Episode) である。」(『古事記全註釈』第四卷上巻篇(下) 昭和五十二年刊。)

猿田正祝氏「これは『古事記』の展開からは傍流な神話と言える。今少し言えば、この次に続く『海溺れ神話』、その後の『嶋の速贄神話』とともに、『古事記』の展開上不可欠なものというわけではない。」(『古事記』における猿田毘古神の位相」古事記研究大系5-1『古事記の神々』上所収、高科書店、平成十年刊。) など。

(2)

中西進氏「おそらく、猿女の君をめぐる断片的な伝承が、つけ加えの意味で天孫降臨の話の後に置かれているにすぎない」とも論じる。(古事記を読む2『天降った神々』昭和六十二年刊。)

(3)

「名」と「負」という語の関係について、『万葉集』巻一、三十五番歌において「ナに負う」と「ナを負う」という二つの用い方があることを『万葉集新考』(井上通泰、昭和三年刊、国民図書)が指摘し、前者を「実の名に副ふ事」、後者を「名称を帯する事」と区別する。一方『万葉集注釈』(澤瀉久孝、昭和三十二年刊、中央公論社)は両者に大きな相異はないとしている。鉄野昌弘氏は前者の「ナ」が名称のみならず、その隣接・所有する事物までも含んだ文言である場合があり、「ナの中で負う」、或いは「ナというかたちで負う」の意であるとして、二つの形式の間に、使用者のナに対する見方・捉え方の相異があることを指摘する(『古代のナをめぐる一家庭の「祖の名」を中心に』『万葉集研究』第二十一集所収、平成九年)

- 刊、塙書房)。当該物語では「猿女君等、負其猿田毘古之男神名而」とあり、「名に負う」という訓読では意味を成さない。天宇受売命が猿田毘古神の名の一字を賜り「猿女君」と名乗ったと解すべきであり、従来の訓読通り「猿田毘古の男神の名を負ひて」として論を進める。
- (4) 猿田正祝氏「猿田毘古神神話の構造―服属の二重性をめぐって―」『國學院大學大学院文学研究科論集』第十四号所収。昭和六十二年刊。
- (5) 前掲(4) 参照。
- (6) 前掲(2) 参照。
- (7) 尾崎暢殃氏『古事記全講』、昭和四十一年刊、加藤中道館。
- (8) 阿部寛子氏「猿田毗古の登場―猿女君の由来譚におけるその神話的意味―」お茶の水女子大学国語国文学会『国文』第六十一号所収、昭和五十九年刊。
- (9) 三浦佑之氏『口語訳古事記』平成十四年刊、文藝春秋。
- (10) 前掲(8) 参照。
- (11) 松岡静雄氏は「此神に扮した優人が演じた所作事の光景を伝説子が巧に取入れたもの」と説き(前掲(1) 参照)、武田祐吉氏は「海の動物と陸の動物とが争ひとする説話に属する。」とし、「海邊民俗の藝能を語つて居るもの」と論じた(「猿女の君(古事記)」『国文学解釈と鑑賞』第三卷第六号所収、昭和十三年刊)。中西進氏は「海人族における神生れ、あるいは神迎えの神事がある、それを阿邪訶三神の誕生に託し」た「演劇の所作事を反映した語り」と論じる(前掲(2) 参照)。
- (12) 松村武雄氏の漁獲的呪術儀礼の説話的表出という指摘(『日本神話の研究』第三卷―個的研究篇(下)、昭和三十年刊、培風館)や、岡田米夫氏の「海人」の操業三態
- によって、海神信仰を表現」(「猿田毘古神とその海神的性格」『神道宗教』第七十五〜七十九号所収、昭和五十年刊)とする論など。
- (13) 井手至氏は「伊勢の海人の豊漁を願う漁撈儀礼の演技の描写で、猿女の君の祖先(宇治土公)の朝廷への服属儀礼として行われたもの」と説く。(「記紀の神話における猿田彦神」『人文研究』第十九卷第九分冊所収、昭和四十三年刊)。
- 柴田実氏は、「猿田毘古神をまつる宇治土公氏を含む磯部族が大和朝廷に服属し、代々朝廷に贄を献ずることになった由緒を物語る伝えの一部破片」と論じ(『日本書紀研究』第八冊所収、昭和五十年刊、塙書房)、猿田正祝氏は「記載された伝承の存在自体が服属を示すもの」と仮定した上で、奉斎集団の服属、宗教的支配権の掌握を表すと論じる(前掲(1) 参照)。
- (14) 武田祐吉氏「伊耶那岐の命の禊に当つて、三柱の海神二組が生まれ出る話と同型で、信仰行事をする時に、水中で神の現はれる物語の系統をなすと考へられる。」(『古事記説話群の研究』昭和二十九年刊)。
- 三谷榮一氏「安曇氏や胸肩氏の斎く海人三組がともに三柱として伝承するの同一思想から、この一柱の神に三つに分けた御名を伝へたものと考えられる。」(『古事記と海人族の伝承―稗田阿礼をめぐって―』『国學院雑誌』第五十八卷第八号所収、昭和三十二年刊)。
- 中西進氏「同じ海人族における神生れ、あるいは神迎えの神事がある、それを阿邪訶三神の誕生に託して語ったものであろう。」(前掲(2) 参照)
- (15) 前掲(1) 参照。
- (16) 本居宣長「還字は、罷を誤れるなるべし、麻加理伊田理互

と訓べし、伊勢に到れるなり」(『古事記伝』『本居宣長全集』第十卷、昭和四十四年、筑摩書房)

次田潤氏「伊勢国に帰り著いての意。」(『古事記新講』、大正十三年刊、明治書院)

中島悦次氏「伊勢の国に帰り著いて。」(『古事記評釈』、昭和五年刊、山海堂出版部)

日本古典文学大系『古事記 祝詞』「文字通りに解すれば、伊勢から笠沙の岬に帰りついでとの意であるが、それではおかしい。記伝には還は罷の誤りとしているが、それも独断である。」(倉野憲司氏、武田祐吉氏校注、昭和三十三年刊、岩波書店)

日本古典文学全集『古事記 上代歌謡』「両者とも本拠の伊勢へ帰ったのであろう。」(荻原朝男氏、鴻巣隼雄氏校注、昭和四十八年刊、小学館)

三浦佑之氏「阿邪訶に還り到るとすぐに」(前掲(9)参照。)

(17) 尾崎暢殃氏「どこまで見送っていったかは述べようとしていない。古事記の伝承者は、この点には余り関心をもたなかったらしい。」(前掲(7)参照)

日本古典全書『古事記』上「何処まで送つて何処へ帰つたのかは、重大な関心になつてゐない。伝承の系統が一元的ではないのであらう。」(神田秀夫氏、太田善磨氏校注、昭和三十七年刊、朝日新聞社)

(18) 尾崎知光氏『全注古事記』昭和四十七年刊、おうふう。
前掲(1)参照。

(19) 拙稿「倭建命系譜考―系譜に記された「入海」の意義―」
『古事記年報』第四十五号所収、平成十五年刊。

(21) 前掲(14)参照。

* 『古事記』『日本書紀』の本文引用は、「日本古典文学大系」(岩波書店)による。ただし、漢字の表記や音注の省略など適宜改めた箇所がある。